

第10回 鶴ヶ島市危機管理対策本部 会議要旨

開催日時 令和2年4月8日(水) 13:15～14:08
開催場所 経営会議室
出席者 議長：市長
副議長：副市長、教育長
委員：総合政策部長、総務部長、市民生活部長、健康福祉部長、
健康福祉部参事、都市整備部長、会計管理者、教育部長、
教育部参事、議会事務局長
坂戸・鶴ヶ島消防組合 消防長(代理出席：消防本部次長)
担当部署：保健センター
事務局：安心安全推進課

議題 新型コロナウイルス感染症について
(1) 小中学校の休校について
(2) 公共施設の休館延長について
(3) 新型コロナウイルス対策支援室の設置及び運用について
(4) その他

※ 特別措置法に基づく「緊急事態宣言」が、埼玉県を含む1都1府5県に発令され、同時に、本市で設置した危機管理対策本部は特別措置法に基づく対策本部へ移行

(1) 小中学校の休校について

市内小中学校を4月9日(木)から5月6日(水)まで臨時休業とする
(県教育委員会が決定した県立学校の休校期間に準ずる)

【登校日の設定について】

- ・週2日(火曜日は市内統一とし、他の曜日は学校の裁量)
- ・授業については午前中のみを原則とする(趣旨を理解し学校で判断する)
- ・小学校については全学年一斉登校、中学校については時差登校とする

【学校の受け入れと校庭の開放について】

- ・期間は4月9日(木)から5月6日(水)の平日
- ・受け入れ対象者は小学校1年生から3年生までの児童
- ・受け入れ時間は8時30分～15時:00分
- ・校庭開放については、学校の児童生徒及びその保護者を対象とし、校庭開放時間は9時00分～15時00分

【臨時休業に伴う給食と部活動の対応について】

- ・5月6日(水)まで停止とする

【その他】

- ・新型コロナウイルス感染症の疑いで欠席した場合には出席停止の扱いとする(文科省に確認済み)

(2) 公共施設の休館延長について

5月11日(月)まで延長とする

(3) 新型コロナウイルス対策支援室の設置及び運用について

新型コロナウイルス対策支援室の設置及び運用について協議(4月8日より運用開始)

(4) その他

【埼玉りそな銀行の窓口業務短縮の連絡】

- ・4月9日(木)～5月6日(水)の間、営業終了時間を17時から15時に変更

【公共交通機関について】

- ・つるバスやつるワゴンは当面、現状と同じダイヤのまま

【市のイベント開催について】

- ・5月末までのイベントやそれ以降のイベントに関して打ち合わせ等が必要なものについては中止または延期とする